

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
 七城支所 ☎0968(25)1080
 旭志支所 ☎0968(25)3334
 泗水支所 ☎0968(25)2155

農地の貸し借り・売買には許可が必要です

農地（田や畑）を借りたり、買ったる場合には、農業委員会への申請許可が必要です。農業委員会の許可がなければ登記ができません。詳しくは広報きくち12月号もしくは市ホームページをご覧ください。

4月の申請締切日は4月19日(金)です

農地の売買や賃借、農地転用の申請を予定されている人は、農業委員会総会に諮る必要がありますので、締切日までに忘れずに申請してください。毎月25日を締切日、毎月10日前後に総会を開催しています。なお、4月はゴールデンウィークをはさむため締切が早くなっています。

4月の申請締切日 4月19日(金)

農地賃借料情報、農作業受託料情報(参考)

農地を貸し借りする場合の賃借料や、農作業の受託料は、お互い合意の上で決定してください。料金の参考として、菊池市の農地賃借料情報及び農作業受託料情報を掲載します。作業条件（農

菊池市の農地賃借料情報(参考)

	田		畑		
	平均額	データ数	平均額	データ数	
菊池地区	平坦部	26,174円	71	13,205円	14
	中山間部	11,648円	32		
七城地区	22,437円	353	16,143円	18	
旭志地区	12,252円	18	12,209円	47	
泗水地区	21,184円	19	12,997円	25	

※平成30年1月から12月までの10アール当たりの平均賃借料。なお、農地法の改正により標準小作料は廃止となっています。

菊池市の農作業受託料情報(参考)

作業別	条件	金額
耕起	田(秋)／田・畑(春)	4,500円
代かき		9,000円
田植え	苗持込(苗代別)	9,000円
	植え付けのみ	7,000円
防除	1回当たり(薬代別)	2,000円
稲収穫	カッター(運搬含)	12,500円
	結束(運搬含)	14,500円
	倒伏田カッター(運搬含)	上記の2～5割増(倒伏状態による)
麦収穫	運搬含	8,800円
乾燥	米(ライスセンター調整)	1,850円/俵

※ほ場整備地区を基準とした10アール当たりの委託料。

農地の相続や改良には届出が必要です

相続などで農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出を行ってください。届出の際には、「登記完了証」や「登記簿謄本(写)」など、相続したこと確認できる資料を持参してください。相続された人が自ら耕作できない場合には、農業委員会が賃借、売買のあっせんなどを行います。農地を改良する場合にも農業委員会への届出が必要です。

農業者年金で生涯所得の確保を

農業者年金は農家のための年金制度です。次の全てを満たす人はどなたでも加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事している人
- ③ 60歳未満の人

農業者年金は積立方式・確定拠出型の終身年金です。保険料は全額、社会保険料控除される税制の優遇措置もあります。詳しくは各地区の農業協同組合または農業委員会事務局までお問い合わせください。